

第49回
北九州市地域公共交通会議
再協議資料

令和7年8月13日
北九州市都市戦略局都市交通政策課

協議事項

北九州空港におけるタクシーによる営業区域外旅客運送の実施について

1 趣旨

北九州空港においては、一部の時間帯においてタクシーの供給体制が不十分な状況が続いており、空港利用者の円滑な移動手段の確保が課題となっている。この状況を解消するためには、北九州空港におけるタクシーによる営業区域外旅客運送の実施が必要であり、道路運送法第20条第1項第2号の規定に基づき関係者との協議が求められることから、北九州市地域公共交通会議において書面協議を行うもの。

2 関連法令等

- ・道路運送法第20条第1項第2号
- ・道路運送法施行規則第18条の2第1項第2号
- ・国自旅第161号 平成18年 9月15日付通達
地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について
〔別紙〕地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン 3. (4)

3 背景および必要性

(1) 北九州空港の特性

北九州空港は九州・中四国において唯一 24 時間運用、そして貨物定期便が就航する海上空港であり、ビジネス・観光双方にとって重要な交通拠点となっている。しかしながら、空港アクセスにおけるエアポートバスの本数には限りがあり、また、タクシーについては時間帯等により供給体制に不均衡が生じている。

(2) 営業区域制度の制約

北九州空港島は、小倉南区（北九州交通圏）と苅田町（京築交通圏）にまたがっており、両交通圏に属するタクシーが空港内で待機可能な取扱いとなっている。しかしながら、現行の道路運送法に基づき、営業区域外において旅客を乗車させることは原則禁止されており（いわゆる「区域外発着」の制限）、運行については以下のような制約がある。

- ・北九州交通圏所属タクシー
空港から北九州交通圏内外への輸送が可能
- ・京築交通圏所属タクシー
空港から京築交通圏内のみ輸送可能であり、北九州交通圏及び中津市、別府市等への輸送は不可

このため、北九州交通圏所属タクシーの待機が皆無で、京築交通圏所属タクシーが待機していたとしても、京築交通圏内への輸送しかできないという制限が生じており、空港全体としてのタクシー供給に柔軟性を欠く一因となっている。

(3) 広域的な移動需要の高まり

コロナ禍を経て、観光や経済活動が再び活発化する中、地域間を越えた柔軟な移動手段の整備が一層求められている。

特に空港アクセスにおいては、北九州空港同様、伊丹空港においても複数の交通圏にまたが

って立地しているケースもあり、現行の営業区域制度では対応に限界がある。このため、複数交通圏をまたいだ運行の許容が不可欠であり、営業区域外旅客運送の導入は北九州空港におけるタクシー利用者に対して極めて重要かつ必要性が高いといえる。

(4) 必要性の検証

北九州タクシー協会が実施した「北九州空港タクシー乗場実態調査」（別添）によると、時間帯によっては濃淡はあるものの、北九州交通圏所属タクシーに関して待機車両数を上回る利用者が発生している状況が散見される。

一方で、京築交通圏所属タクシーに関しても、一部時間帯においては待機車両数を上回る利用者が発生しており、その際は北九州交通圏所属タクシーが待機していればその輸送を担うことは可能である。

以上の状況を踏まえると、北九州交通圏所属のタクシーが空港に待機していない場合に限り、京築交通圏所属のタクシーが北九州交通圏内外への営業区域外旅客運送を実施できるようにすることは、利用者の利便性確保に大きく寄与するものと考えられる。

この対応は、突発的な需要が発生する航空機のダイバート（目的地変更）時に、営業区域にかかわらず臨時的な運送が認められるケースと同様に実情に即した柔軟な運用であり、空港利用者の需要に的確に応え、円滑な輸送を実現するために有効であると考ええる。

4 営業区域外旅客運送の対象となる地域

北九州市小倉南区空港北町6番地内（北九州空港）

5 営業区域外旅客運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者

京築交通圏全事業者（12社）

※令和7年8月12日付 北九州タクシー協会からの文書参照

6 運送条件及び適用運賃

本件に関しては交通圏毎に運賃が異なるため、利用者の利便を損なわなければならないように十分に配慮する必要がある。そのため、営業区域外旅客運送を行う京築交通圏所属のタクシー事業者に対しては、「北九州空港発において、北九州交通圏に所属するタクシー車両の待機が確認されない場合に限り」との運送条件を付したうえ、その運送を認めることとし、運賃については「福岡ブロック」の運賃をそのまま適用するものとしたしたい。

7 利用者への周知

「北九州方面乗り場に待機中のタクシーがいない場合は、行橋・豊前方面乗り場のタクシーをご利用いただける」旨を、北九州空港のタクシー乗り場標柱に掲示する。

8 営業区域外旅客運送を行う時間帯及び期間

- ・時間帯：終日（概ね航空機発着時間帯）
- ・期間：九州運輸局長が認める日から2年間

令和 7 年 8 月 12 日

北九州市地域公共交通会議 様

(一社) 北九州タクシー協会

北九州空港におけるタクシー営業区域外旅客運送を行う一般乗用旅客自動車
運送事業者について

平素より、北九州タクシー協会の運営に際しまして、格別のご支援とご協力を
賜り厚くお礼を申し上げます。

標記の件につき、北九州空港におけるタクシーの営業区域外旅客運送を実施
する一般乗用旅客自動車運送事業者は下記の京築交通圏タクシー事業者 12 社
となりますのでお知らせ致します。

なお、これら 12 社については、田中会長および堀副会長（京築地区会長）
に確認済みであることを念のため申し添えておきます。

《記》

1. 太陽交通（株）
2. みどり太陽交通（株）
3. 椎田太陽交通（株）
4. 文化太陽交通（株）
5. 宇島太陽交通（株）
6. かんだ安全タクシー(有)
7. (有)犀川タクシー
8. 京都タクシー(有)
9. 山田タクシー(有)
10. 豊前タクシー(有)
11. (有)中央タクシー
12. 北九州第一交通（株）京築営業所

